

べるびゅー大栄訪問看護事業所
(訪問看護・介護予防訪問看護)
利用契約書

(緊急時の対応)

- [7] 事業者は、訪問看護を行っているときに、利用者の病状が急変したり、その他の必要が生じた場合は、すみやかに主治医連絡をとるなど必要な対応をとります。

(料金)

- [8] 利用者は、事業者が提供する訪問看護に対する料金規定は【重要事項説明書】別紙のとおり。

(訪問看護の中止)

- [9] 利用者は、急な病気や入院などやむをえない場合をのぞいて、訪問看護する日の前日の12時(昼)までに、事業者に中止(キャンセル)を申し出ます。

(契約の期間)

- [10] この契約の期間は、契約日から、要介護認定の有効期間の最後の日までです。ただし、この最後の日までに、利用者が、事業者に対して、契約を終了させたいと申し出なかったときは、この契約は更新されます。その後も同じです。

(利用者による解約)

- [11] 利用者は、契約の期間内であっても、いつでも、この契約を解約することができます。ただし、利用者は、急な病気や入院などやむをえない場合をのぞいて、契約を終了させる日の1週間前までに事業者に解約を申し出ます。

(秘密の保持)

- [12] 事業者は、利用者とその家族の秘密を守ります。この契約が終わった後も同じです。事業者が、居宅介護支援事業者が開くサービス担当者会議等で、利用者の情報を用いるときは、文書による利用者の同意を得ます。家族の情報を用いるときは、家族の同意を得ます。

(損害賠償)

- [13] 事業者は、その不注意で、利用者に損害を与えたときは、利用者に対して、その損害を賠償します。
利用者は、事業者に損害を与えたときは、事業者に対して、その損害を賠償します。事業者は、損害金の支払にそなえて、損害保険に加入します。

(記録)

- [14] 事業者は、利用者のために、利用者の訪問看護の記録を整え、契約が終わった後も5年間保管します。そして、事業者は、利用者の求めがあったときは、その記録を見せます。

(相談・苦情の受付)

[15] 事業者は、訪問看護についての利用者の相談や苦情を受けつけるため専用の窓口を設けます。そして、利用者の希望や苦情に迅速に対応します。

(法令を守る)

[16] 以上のほか、事業者は、介護保険についての法令を守って、利用者に対し、訪問看護を行います。

令和 年 月 日

利用者
住所

氏名

_____ 印

(代筆者 _____ 続柄 _____)

身元引受人
住所

氏名

_____ 印

事業者

住所 鳥取県東伯郡北栄町六尾 2005

事業者名 べるびゅー大栄訪問看護事業所

管理者名 中川 都子 印